

## 茨城県農業経営改善計画認定要領

令和2年4月1日付け 農技第2号 制定  
令和2年12月25日付け 農技第857号 改正  
令和3年4月1日付け 農技第109号 改正  
令和5年4月1日付け 農経第542号 改正  
令和5年7月1日付け 農経第544号 改正  
令和5年11月10日付け 農経第942号 改正

### (趣旨)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「施行規則」という。）及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）の規定に基づいて知事が農業経営改善計画（以下「計画」という。）を認定する場合の円滑な執行を図るため、関係機関の役割及び必要な事務手続きを定める。

### (用語)

第2条 法、施行規則及び基本要綱に基づく定義又は省略された用語は、この要領においても適用する。

### (手順及び役割)

第3条 計画認定及び変更認定の手順及び役割は、次のとおりとする。

- (1) 事前相談 認定申請者は、住所地を管轄する農林事務所（以下「管轄農林事務所」という。）企画調整部門に事前相談を行う。  
管轄農林事務所長は、関係市町村長と連携して、認定申請者からの事前相談に対応する。なお、計画に農業用施設の整備に関する事項が含まれる場合は、農業政策課長と連携し、関係市町村長及び関係農業委員会長と転用等に係る調整を行う。
- (2) 申請 認定申請者は、管轄農林事務所企画調整部門に、農業経営改善計画認定申請書（以下「申請書」という。）を提出する。  
なお、関係市町村が複数の農林事務所にまたがる場合又は計画に法第14条に規定する農地法の特例を受けようとする農業用施設の整備に関する事項が含まれる場合（以下、「農地法の特例を受けようとする計画の場合」という。）は、管轄農林事務所企画調整部門を経由して、農業経営課に申請書を提出する。
- (3) 意見聴取 農業経営課長又は管轄農林事務所長（以下、「農業経営課長等」という。）は、関係市町村長の意見聴取を行う。なお、農地法の特例を受けようとする計画の場合は、農業経営課長は農業政策課長へ合議の上、関係市町村農業委員会長へ併せて意見聴取を行う。
- (4) 協議 農地法の特例を受けようとする計画の場合であって、転用しようとする農地が4ヘクタールを超える場合は、農業経営課長は農業政策課長へ合議の上、農林水産大臣へ協議を行う。
- (5) 審査 農業経営課長等は、計画の認定の適否の審査を行う。  
なお、農地法の特例を受けようとする計画の場合は、農業経営課長は農業政策課長へ合議の上、審査を行う。
- (6) 通知 農業経営課長等は、認定申請者及び関係機関等に対し、認定結果の通知を行う。

- 2 取下申出書、取消しに係る申出書及び農業経営改善計画認定証明申請書の提出先は前項(2)に、これらの通知等を行う者は前項(6)に準じるものとする。
- 3 管轄農林事務所と関係市町村を管轄する農林事務所が異なる場合は、双方の企画調整部門及び認定申請者の間で協議の上、役割を決定するものとする。

(標準処理期間)

第4条 計画認定に係る標準処理期間は、申請書の受理から原則1か月間とする。ただし、関係市町村農業委員会の意見聴取及び農林水産大臣の協議等はこの標準処理期間に含まず、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長通知)に定められた農地転用関係の事務に係る標準処理期間に準ずるものとする。

(事前相談)

第5条 認定申請者からの申請書の作成支援等に係る事前相談については、管轄農林事務所長が、関係市町村長と連携して対応することを基本とする。なお、計画に農業用施設の整備に関する事項が含まれる場合は、農業政策課長と連携し、関係市町村長及び関係農業委員会長と転用等に係る調整を行う。

(申請)

- 第6条 認定申請者は、農業経営課または管轄農林事務所(以下、「農業経営課等」という。)へ申請書を提出する。
- 2 認定申請者は、計画の認定に係る個人情報の取り扱いについて、申請書の提出時に様式1-1を提出する。なお、認定書については第11条第1項に基づき原則電子メールで交付することとなるが、紙文書での交付を希望する場合は、併せて様式1-2を提出する。

(関係市町村への意見聴取)

- 第7条 農業経営課長等は、関係市町村長へ様式2-1により意見を照会する。
- 2 関係市町村長は、前項の照会を受けてから原則2週間以内に、自らが認定する場合と同様に適否を判断し、農業経営課長等へ様式3-1により意見を回答する。

(関係市町村農業委員会への意見聴取)

- 第8条 農地法の特例を受けようとする計画の場合、農業経営課長は農業政策課長へ合議の上、関係市町村農業委員会へ様式2-2により意見を照会する。
- 2 関係市町村農業委員会長は、前項の照会を受けてから原則3週間以内に、自らが転用許可を行う場合と同様に適否を判断し、農業経営課長へ様式3-2により意見を回答する。ただし、転用しようとする農地が30アールを超える場合、関係市町村農業委員会長はあらかじめ県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとし、前項の照会を受けてから原則4週間以内に農業経営課長へ意見を回答する。

(農林水産大臣への協議)

第9条 農地法の特例を受けようとする計画の場合であって、転用しようとする農地が4ヘクタールを超える場合は、農業経営課長は関係市町村農業委員会長からの意見を踏まえ、農業政策課長へ合議の上、様式2-3により農林水産大臣へ協議を行う。

(審査)

第10条 農業経営課長等は、関係市町村長の意見を踏まえ、関係市町村の基本構想等の認定要件に照らし、認定の適否を判断する。

- 2 農業経営課長は、農地法の特例を受けようとする計画の場合、前項に加え、関係市町村農業委員会長の意見を踏まえ、法第12条第10項各号に掲げる要件に照らし認定の適否を判断する。なお、審査の際は農業政策課長に合議を行う。
- 3 関係市町村長及び関係市町村農業委員会長から認定が適当でない旨の回答があった場合は、認定要件に照らして合理的なものであるかを確認のうえ、必要に応じて関係市町村長及び関係市町村農業委員会長と調整したうえで認定の適否を判断する。

(認定または却下の通知)

- 第11条 農業経営課長等は、計画の認定をする場合は、原則として認定申請者に対し、様式4により電子メールにて通知する。なお、紙文書による交付を希望する申請者は、電子情報処理組織により交付することができる処分通知等に係る実費徴収に関する要項に基づき、これに係る費用を負担するものとする。
- 2 農業経営課長等は、関係市町村、関係市町村農業委員会及び公益社団法人茨城県農林振興公社その他関係機関に対し様式5-1により、計画の認定を通知する。
  - 3 農業経営課長等は、関係各課及び関係市町村を管轄する農林事務所に対し様式5-2により、計画の認定を通知する。
  - 4 農業経営課長等は、計画が認定要件に適合しないと判断して却下する場合は、様式6により認定申請者に通知するとともに、関係市町村、関係市町村農業委員会、農業経営課及び関係市町村を管轄する農林事務所へ共有する。

(取下げ)

- 第12条 認定申請者が申請書を取り下げる場合は、様式7を農業経営課等に提出する。
- 2 農業経営課長等は、前項の取下げの申し出を受理した場合は、様式8により認定申請者に通知するとともに、第11条第2項及び第3項の規定を準用し、関係機関等へ通知する。

(取消し)

- 第13条 農業経営課長等は、計画の認定の取消しを行う場合は、基本要綱第6の6の規定に基づいて行う。なお、認定の取消しが決定した場合は、様式9により認定農業者に通知する。
- 2 認定農業者が計画の取消しを申し出る場合は、様式10を農業経営課長等に提出する。
  - 3 農業経営課長等は、前項の申し出により計画の取消しを行った場合は、様式11により認定農業者に通知する。
  - 4 農業経営課長等は、第1項及び第3項により取消しを行った場合、第11条第2項及び第3項の規定を準用し、関係機関等へ通知する。

(計画の変更認定)

- 第14条 計画の変更認定にあたっては、第5条から第11条までの規定を準用する。

(認定証明書の発行)

- 第15条 認定農業者が認定証明書の発行を希望する場合は、様式12を農業経営課等に提出する。
- 2 農業経営課長等は、前項の証明申請書を受理した場合は、様式13により認定証明書を発行する。

(期間満了の通知)

- 第16条 計画の認定を行った農業経営課長等は、当該計画の認定者に対し、計画の有効期間満了の6ヶ月程度前に、様式14により期間満了の旨を通知し、再認定手続きの案内を行う。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、計画を認定する場合に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(令和2年12月25日付け農技第857号)

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

付 則

(令和3年4月1日付け農技第109号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(令和5年4月1日付け農経第542号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(令和5年7月1日付け農経第544号)

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

(令和5年11月10日付け農経第942号)

この要領は、令和5年11月10日から施行する。